

令和7年度 社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会
奈良県中央善意銀行助成金(ビギナーコース) 募集要項

奈良県中央善意銀行は、県内における地域福祉の推進を目的として、県民の皆様からの寄付をより効果的に反映させるため、善意の助成事業を実施しています。

令和7年度の助成事業では、以下のテーマに資する事業に対し助成を行います。

【テーマ】「住民と社会が協働した 地域のつながりづくり」

奈良県中央善意銀行では「一人ひとりが大切にされ、ともに支え合うまちづくり」の実現を目指し、地域福祉活動を目的とする団体に対して支援をしていきます。

1. 対象団体

地域福祉活動を目的とする民間団体。法人格の有無は問いません。

ただし、過去3年以内（令和4年度～令和6年度の間）に本助成(ビギナーコース、ステップアップコース、奈良県中央善意銀行預託金配分事業も含む)を受けた団体は対象外とします。

※こちらの助成は、①活動歴1年未満の民間団体②過去、本助成、その他の助成を申請した経験がない民間団体に優先的に助成します。

2. 対象事業

1) 申請の対象となる事業は新規に取り組む事業であり、助成期間は原則申請年度のみとなります。

【テーマ】

「住民と社会が協働した地域のつながりづくり」に資する事業に要する経費の一部又は全部（上限あり）に対し助成します。以下の【例】に係る地域福祉活動事業を対象としています。

【例】

- ◆子ども、子育て支援を応援する基盤づくりを進め、地域に福祉的效果を還元し、貢献する事業
- ◆住民と地域が協働して事業を展開し、地域に福祉的效果を還元し、貢献する事業
- ◆福祉分野において要援護者への支援やサービスが十分に整備されていない分野を対象としている事業
- ◆要援護者への理解と要援護者が地域社会へ参加できるきっかけづくり等のため、地域社会に啓発を促す事業

2) 次のいずれかに該当する事業、経費は対象外とします。

- ① 国または地方公共団体が実施する事業または実施を委託する事業
- ② 営利目的の事業（株式会社、有限会社など営利法人が実施する事業）
- ③ 社会福祉法人が実施する事業
- ④ 食料費（購入額の合計が1万円を超えた額）、備品費（購入額の合計が3万円を超えた額）、図書費(購入額の合計が2万円を超えた額)、宿泊費、車両購入費、申請団体構成員に対する謝金、職員の人件費
- ⑤ 過去実施した事業、又は過去から実施されている継続的な事業（新規に取り組む事業を対象としています）
- ⑥ 実施団体名の変更のみで過去から実施されている継続的な事業、又は著しく類似し

た事業

- ⑦ 備品や物品購入のみを目的とした事業（活動に対する助成を主目的にしています）
- ⑧ 外部委託が助成申請金額の 50%以上を占める事業
- ⑨ 他の団体からの助成金を活用して実施する事業
（助成申請中での応募は可能ですが、本助成決定後に他の団体からの助成が確定した場合は、本助成の対象からはご辞退いただきます。）
- ⑩ 奈良県外で行われる事業
- ⑪ 個人の生活支援にかかる経費

※上記の費用を事業費に含む場合は、自己資金等他の財源から支出することがわかるよう申請事業収支予算書に明記してください。

3. 事業実施期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日の間に実施する事業

※但し、助成の決定は令和 7 年 6 月下旬頃になります。

4. 助成金額

1 団体の上限金額 1 5 万円（7 団体程度を予定）

5. 選考方法・発表

奈良県中央善意銀行運営委員会において選考を行い、結果は令和 7 年 6 月下旬を目処に申込団体すべてに文書にてご通知します。なお、不採択にかかわる理由等についてはお知らせできませんので、予めご了承ください。

6. 申込受付期間

令和 7 年 3 月 3 日（月）～4 月 1 8 日（金）当日消印有効

※持参の場合の受付時間は、9 時から 1 7 時とします。

※可能な限りお早めに申請してください。

7. 申込方法

別紙「奈良県中央善意銀行助成金申請書類」（第 1 号様式、様式 1、申請事業収支予算書）に必要な事項を記入の上、必要な添付書類を添えて、下記宛にメールまたは郵送してください。場合によっては、電話等で事業内容のヒアリングを行うことがあります。なお、ご提出いただいた書類等の返却はできませんので、予めご了承ください。

申請書については、奈良県社会福祉協議会ホームページ 助成金情報よりダウンロードできます。郵送にて申請書送付希望の場合は下記《お問合せ先》まで郵送してください。

◆奈良県社会福祉協議会 <https://nara-shakyo.jp/pages/107/>

◆申請書の受理に関する報告は、本会からは行いません。

※受理の確認が必要な場合は、問合せ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

8. その他

- 1) 助成が決定した団体には、令和7年8月2日（土）10時～11時に実施する「事業実施に係る説明会（現地集合型、オンライン参加型のハイブリッド方式にて開催）」に出席いただきます。

※説明会に出席いただいたことを持って正式に助成決定となりますので、必ずご出席いただきますようにお願いします。

- 2) 助成が決定した団体には、事業終了後2ヶ月以内または令和8年4月3日（金）のいずれか早い方の日までに、事業報告ならびに決算報告を所定の様式に従い作成し、ご提出いただきます。また事業実施期間中に事業内容の変更が生じた場合は、所定の様式により変更申請が必要になります。
- 3) 助成が決定した場合、団体名や助成内容を公表させていただく場合がありますので、予めご了承ください。また、本会が実施するセミナー等において助成事業の活動報告をしていただくことがあります。
- 4) 下記のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部を返還いただきます。
 - ①申請事業の決算額が、助成金額を下回ったとき
 - ②助成決定後、事業を停止または休止したとき
 - ③助成決定後、事業を実施しなかったとき

《申請書提出先・お問合せ先》

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 総合ボランティアセンター

福祉教育・ボランティア活動係（担当：吉田な、水本）

〒634-0061 橿原市大久保町320-11 県社会福祉総合センター2F

メールアドレス：nara-vc@nara-shakyo.jp

T E L : 0744-29-0155 F A X : 0744-26-0234

※月～土（祝日除く）8:30～17:00